Ⅳ 現地調査結果

Ⅳ－1 Banten 湾調査

先に述べたように現地の事前予備調査が充分行なわれなかった関係上，main building，試験地の選定に当り，かなりの変更があった。

調査結果および変更のあった点を各項目ごとにあげると次のごとくである。

1－A main buildingの位置変更

当初はカランガントウ港口にある水産事務所の一部拡張を考えたが，ここより対岸にある魚揚げ場があらゆる点で利点多く，main buildingの敷地に余裕があり，深井戸，電気，製氷の設備があり，また敷地が水産総局に所属すること，更に調査船の保留場所に適する岸壁が近くにある等の利点があげられる。なお調査船保留場所については後で述べるが必ずしも満足すべき条件ではない。

欠点としては，敷地予定地とマングローブに囲周された海岸までの距離は約５～６００ｍあり，途中が私有地である事，外海水の取得には困難な条件があり，main building に wet Labo を設置することは困難である。

第２の欠点は調査船保留場所の水深である。カランガントウ港は海岸近くで２又した河川の一方を分岐点で止めて作ったものだけに泥深く，浅いという欠点がある。干潮には特に浅く魚揚げ場の調査船保留予定地で約６０cmしかない。したがって前出の供与機材にある10t調査船は保留不可能であるため，後の会合でイ側より調査船の機能と吃水については調査団帰国後，検討を依頼された。

なおmain buildingの広さについてはイ側からの要請により，調査団員間で検討の上，大体次のようなものになるであろうとの回答を行った。所長室，１５㎡，専門家およびカウンターパート室５０㎡，アシスタント事務室３０㎡，運転手控え室１５㎡，トイレットおよび風呂場１０㎡，倉庫３０㎡，アシスタント寝室２０㎡，実験室４０㎡，生物飼育室３０㎡，廊下・玄関・発電室５０㎡計２９０㎡である。

1－B 半鹹水養魚池選定調査

Beronang（アイゴ類）の地中養殖を目的とし，Banten 湾東南部に発達するデルタ地帯に半鹹水養殖試験地の選定を行ったが，最後に残った２つの候補地はいづれも一長一短あり，今回の滞在中に決論を出すにいたらずインドネシア側にその決定を一任した。両者の条件の比較はつぎのごとくである。

（第５表）

候　補　地	Karangantu	Linduk
	（魚揚げ場裏手）	（Soge 河流域，河口より１Km）

所　在　地	main builbingの裏手	Karangantuより船で約1時間
所　有　者	個人，将来トラブルの恐れがある	Serang 県水産局所属養魚場内にある
管　理	容易	県水産局と共同管理可能
民間への普及	附近に養魚場はないが，魚揚げ場への人の出入りは多い。普及については不明	附近に養魚場多い 県水産局との共同のため普及に便
底　質	泥質	泥質
海　水	周年 pump up 可能	雨期に海水取得に問題があると思われる
淡　水	周年の採水は困難，井戸に依存	周年河水に依存可能
井　戸	未定	容易に採水可能と思われる
pollution	将来汚染の恐れなしとは云えない	全く不安なし
生活条件	現地調達可能	現地調達不可能
資材，生産物の輸送	容易	困難（海上輸送）
一般環境	附近の住民多く盗難の心配あり	附近に居住民なし
鳥　害	附近に Bird Sanotuary あり害鳥の飛来多し	害鳥の飛来希少と思われる

なお調査団帰国直前にアンチョール研究所担当者の非公式発表によると，イ側は Linduk に取り決めたい意向であるという情報を入手している。

仮に，Linduk が海水魚養成試験地として決定した場合は養成地は4池，合計1.8 ha とし，他に試験実験用小形池7面，合計2,600 m² を造成する方針である。之等の池水は乾期，雨期に於ける環境変化が激しく，養成に不適当な時期もあり得るのでポンプによって淡水または海水を汲揚げ，池水の特に塩分濃度の調整を画る必要がある。

1－C　Banten 湾水域内の養殖地点選定調査

a）海産魚類の cage culture 実施地点調査

Panjan 島周辺で行う海産魚類養殖には浮生簀を使用する関係上，特に島周辺の気象，海況が関係するため，以下の聞き込みを行って地点選定を行った。

(1) 風　　波

乾期間ＮＥ風の影響は強いが，雨期間のＮＷ風はBanten 湾左岸の山岳部に遮ぎられ風波の影響は少いと云う。

(2) 潮　　流

風波と同じく乾期にはＮＥ方向よりの影響が大きいが，雨期間は影響は少い模様である。たゞ８月にＮ方向より風波と共に湾内に流入する潮流があるという。

(3) 海藻類の分布

養殖対称種のBeronang,（アイゴ）の餌料である海藻類はPanjang島南部沿岸部およびKubur島北部に発達しているサンゴ礁に多い模様である。

(4) Panjang島周辺の５ｍ水深線

Panjang島西岸部は接岸しているが，当初予定の南西部は岸との距離があり湾入部がみられる。（第２図）

(5) Tilapia養殖地

当初の計画では，Panjang島のperes部落に近い汽水養魚地でTilapiaを養殖し，肉食魚類の餌料とする計画であつたが，同養魚池は新造池（グラビア参照）で生産が低い。ところが，同島西部に湧水が池中に出ていると云われる（調査時の測定によると塩分濃度１９‰）公有地に約４haの池があり，後者がはるかにTilapia養殖に適することがわかり，これに変更した。

（Fig. 2）　Panjang島附近図

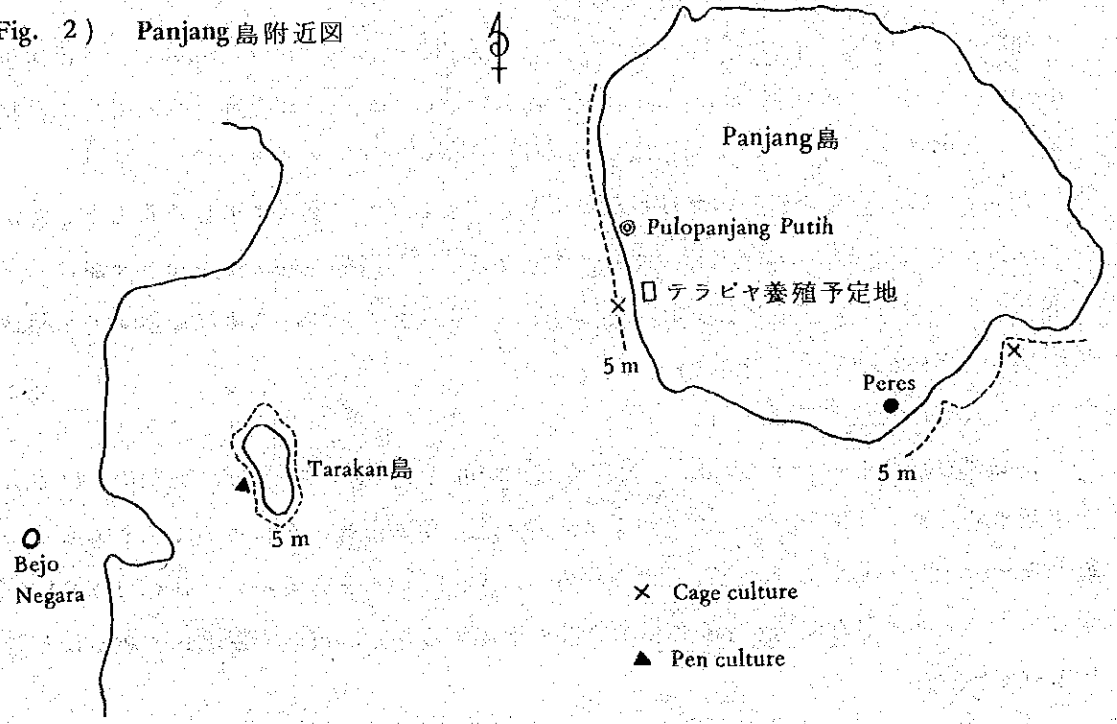

なおTilapia養殖のためには同池の0.5 haを借用すること，また今後，同池をCage cultureの拠点とするためには同池周辺に敷地100 m²の家屋と井戸の設置を予定した。

またCage culture を行う地点の検討では，以下の如く，Tilapia養殖池の地先を第1候補地とした。

（第6表）　Cage culture実施候補地の検討（第2回）

候補地点		（第Ⅰ候補地） Panjang島西岸沿岸部地点	（第Ⅱ候補地） Panjang島東南部湾入地点
風波		周年影響なき模様	仝左
潮流		時期的に多少強い潮流の影響が心配されるが近くにバガンが存在することより流出の恐れはないと考えられる	乾期にやゝ強い潮流の影響が予測される
餌料	海藻	同島南部サンゴ礁より採取	仝左
	Tilapia	養殖場地先	養殖場より約4 Km舟輸送
管理		管理家屋の地先海面で好都合	管理家屋より約4 Km，管理上不便

1－D　海産魚類のPen culture実施地点調査

周年を通じ風波，潮流の影響がないと考えられるTarakan島西岸湾入部は，砂浜よりなり，附近にあるバガン漁具から判断して，同湾はBamboo pen 建込に問題がないことが結論された。なおTarakan島所有者より土地の一部借用について了解を取りつけてある。

Pen cultureの実施については最初の予定を変更し第2年度目より行うこととしたが，いづれにしても管理上，ここに番小屋（約100 m²），作業場（約100 m²）を設ける必要があることをイ側に要請した。なお，ここでは生活に必要な食糧，水等は基地より常時運搬せねばならない不便な条件がある。

1－E　貝類増養殖調査地点

貝類増養殖の中心となるKubur，Kambing，Lima島附近については，特別変更はない。

上記調査によって修正したマスタープランの詳細は第3図第7表に示した通りである。なお第7表でmilk fish及びエビを表面から除外した理由は，水産総局およびBAPPENAS が今回のプロジェクトが特にエビを主体とした感じを与えることに極めて警戒的であることによったものである。

(Fig. 3) Experimental Site and Plannings in Banten Bay Mariculture Development Project, Indonesia

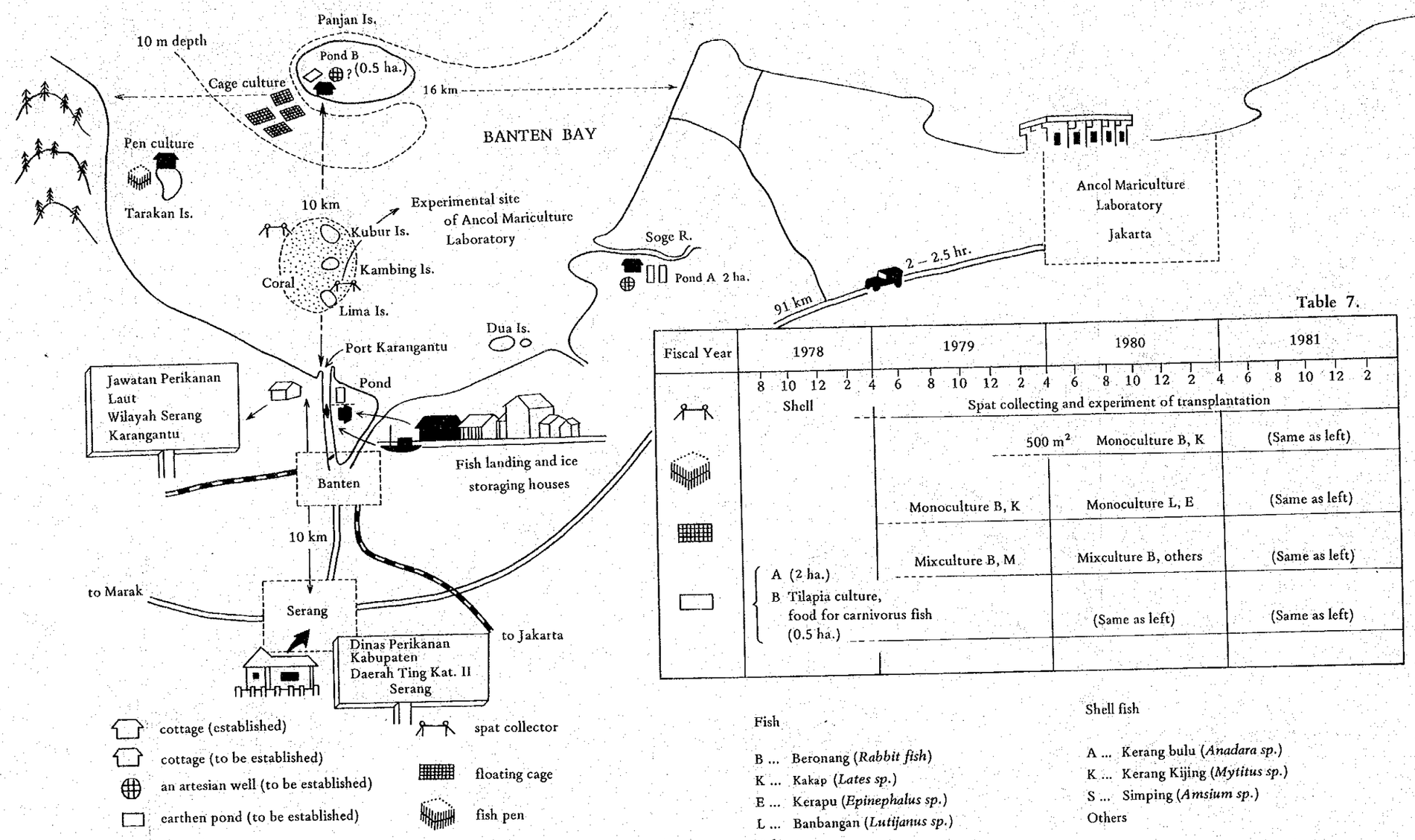

Table 7.

Fiscal Year	1978	1979	1980	1981
	8 10 12 2 4 6 8 10 12 2 4 6 8 10 12 2 4 6 8 10 12 2			
	Shell	Spat collecting and experiment of transplantation		
		500 m²	Monoculture B, K	(Same as left)
		Monoculture B, K	Monoculture L, E	(Same as left)
		Mixculture B, M	Mixculture B, others	(Same as left)
	A (2 ha.) B Tilapia culture, food for carnivorus fish (0.5 ha.)		(Same as left)	(Same as left)

Fish

B ... Beronang (*Rabbit fish*)
K ... Kakap (*Lates sp.*)
E ... Kerapu (*Epinephalus sp.*)
L ... Banbangan (*Lutijanus sp.*)
Others

Shell fish

A ... Kerang bulu (*Anadara sp.*)
K ... Kerang Kijing (*Mytitus sp.*)
S ... Simping (*Amsium sp.*)
Others

Ⅳ－2　SERANG地区一般社会事情

8月24日Kabupaten Serang（セラン県）水産事務所々長Mr. Suwardi の案内で一同県庁訪問，Bupaty（知事）に表敬訪問を行った。

この際，知事は本Projectの早期実現は，地域住民への恩恵が期待されるため，本Project実施については，業務実施面はもちろん，専門家の居住その他日常生活にいたる総ての面で支障をきたさぬよう協力するとの約束をされた。

更にNational and Regional planning & Developement Section（BAPPEMKA）の責任者のMr. Halimi Saleh を訪問しSerang 地区の社会情勢に関する一般事情を聴取した。

2－A　気　象　状　況

乾　期　　4～9月

雨　期　　10～3月　（平均年間雨量1,500㎜）

2－B　セラン県行政区分

7　Kawadana（地域）

26　Kecamatan（郡）

300　Desa（村）

2－C　総　人　口

セラン県　　960,000人

セラン市　　56,000人

（外国人は中国系のみ）

2－D　漁　業　者　数

4,300人　（バンテン湾沿岸部　約2,600人）

2－E　バンテン湾沿岸の郡名および人口

Kecamatan（県名）	人　口
Kasemen	36,245
Kramat watu	23,692
Pontang	32,650
Bojonegara	38,132
（Serang市地区	94,174）

2－F　電　気　事　情

セラン市東部地域	220V	50Hz
〃　〃西部地域その他	120V	50Hz

2－G　ガス，水道事情

ガ　ス　　LPGボンベはジャカルタより購入

水　道　　現在市街地域中心部のみに普及，但し１９７９年度拡張計画がある

2－H　病院，風土病等

セラン市中央部に公立総合病院あり，５科，医師２７名が勤務。

本地域はHealthy area に指定されている。風土病なく，マラリヤ罹患率は0.０２％。

2－I　電　　話

最近急速に拡充されている。新設にはRp ２００,０００

2－J　住　宅　事　情

セラン市中心部に比較的近接した東部地域に住宅街が開発され多くの新築又は建築中の家屋がみうけられた。（従来新築家屋の家賃は家具付で年間Rp　１００万前後という。）

2－K　労働力および労賃

労働力は豊富

労　賃　　経験者で日給Rp. 1,５００～1,０００

未経験者で日給Rp.　７５０

2－L　自動車修理工場

トヨタ，三菱等のwork shopがあり，修理およびこれら車種の部品の入手は容易であるという。

2－M　食料品の購入その他

一般食料品はセラン市内およびバンテン地区マーケットで入手可能。またセラン市西北方１７Kmのチレゴン（Krakatau steel 所在地）には高級食料品などを販売している大型スーパーマーケットあり，日本人家庭の食生活に支障はないと判断される。

V　実施協議の経緯と問題点

V－1　実施協議の経緯

1－A　協　議　日　程

（8月16日）農業省農業研究開発庁（Agency for Agricultural Research and Development, AARD）サディキン長官表敬時，R／D日本案提示概要説明

出席者：AARDサディキン長官

海洋漁業研究所（Marine Fisheries Research Institute）ウナール所長

アンチョール浅海養殖研究所（Ancol Mariculture Laboratory）ワルダナ所長

日本大使館石川書記官

JICAジャカルタ事務所宮本所長

同　上　　宮下職員

水産総局アドバイザー沢田専門家

加福団長以下調査団全員

（8月19日）アンチョール浅海養殖研究所における第1回R／D詳細協議（日本案説明，討議）

出席者：ウナール所長，ワルダナ所長他研究所員，石川書記官，宮下職員，沢田専門家，加福団長以下調査団全員

（8月26日）アンチョール浅海養殖研究所における第2回R／D詳細協議（イ側意見聴取）

出席者：農業省官房計画局（Bureau of Planning, Ministry of Agriculture）アンダー2国間協力担当官，ウナール所長，ワルダナ所長他研究所員，宮下職員，沢田専門家，加福団長以下調査団全員

（8月28日）アンチョール浅海養殖研究所における第3回R／D詳細協議（第2回協議におけるイ側意見に対する調査団見解，討議）

出席者：アルダー担当官，ウナール所長，ワルダナ所長他研究所員，石川書記官，宮下職員，沢田専門家，加福団長以下調査団全員

（8月29日）農業研究開発庁サディキン長官とR／D最終協議（第4回詳細協議）

出席者：サディキン長官，ウナール所長，ワルダナ所長，石川書記官，宮本所長，沢田専門家，加福団長以下調査団全員

1－B　協　議　経　緯

上記日程のとおり協議を行い，R／Dはほぼ日本原案どおりの内容により合意され，8月30日にAARDサディキン長官立会いの下に，加福団長とウナール所長との間で署名が行

イ側署名者がウナール所長となったのは，イ側方針によりR／Dは協力当事者間で協議されるべきものであるとされており，AARD長官からウナール所長に本件協力に関する全権が委任されている上，署名後のR／Dはただちに AARD長官から文書をもって大統領府の技術協力調整委員会（SEGNEK）へ送付され，SEGNEKがこれを承認した上，日本大使館あてに口上書をもって確認する手はずとなっていることが，大使館によって確認された。また，この手続きが終了するまでは，たとえAARD長官が署名者となったとしてもR／Dはイ国政府内で正式に効力を発しないことも判明していたからである。

なお，BAPPENAS との協議は農業省官房計画局及びウナール研究所長が実施することとされており，また，SEGNEKは農業省及びBAPPENAS が了承していれば比較的簡単に承認されることとなっている。

署名日を8月30日としたのは，AARDサディキン長官が9月1日から海外出張すること，イ国は，日本側が当初予定していた署名時期（9月初め）が回教の断食月（レバラン）の終期に当たり，レバラン明けの国民祝日（回教正月）を目前にひかえて関係各省との連絡調整に困難をきたすとのイ側要望により決定されたものである。

以下，R／D協議を通じて問題となった箇所及び日本原案の変更点，討議経過をR／Dの条項に従い記述する。

R／D協議の全体を通じて云えることは海洋漁業研究所長が研究者であること，かかる協力協議に経験不足であることからイ側意見は協力内容にかかわる軽微な意見が中心となったが，農業省官房計画局の協力担当官が参加してからは，従来の我が国との技術協力R／D事例との照合を行いつつ，R／Dの文章形式，イ側負担部分の軽減化等に関する細部にわたる厳しい対応がなされた。

a）実施協議カバー文書について

(1) プロジェクトの名称についてATA192を引用するのであれば正確な引用をすべきであるとのイ側見解から，日本側原案をATA192のタイトルに合わせ“Research and ”を挿入し修正するよう主張がなされた。

また，イ側は，R／Dは協力当事者間で協議するものであるから，文章中の調査団との交渉相手は日本原案の「イ国関係当局」ではなく具体的に「海洋漁業研究所」に改めるべきであるとして，R／Dのタイトルをはじめ本文中においても全て「海洋漁業研究所」との協議と統一変更した上，文章についても日本原案を大幅に簡略化するよう代案を提案した。

更に，R／Dの署名者については，文章内容に合わせウナール海洋漁業研究所長を提案した。

R／D署名日はイ側要望により8月30日と決められていたので原案中の調査団の訪

イ協議期間「8月15日から9月 ○ 日まで」は署名日との整合性を保たせるため実際の協議期間に合わせて「8月15日から8月30日まで」に修正するよう主張がなされた。

(2) これに対し我が方は，R／Dのカバー文書は我が国が各国で実施する技術協力全般について定型化したものであり，イ側にとって何ら不利益な内容を含んでいない以上変更する必要はないこと，今回の協議は，協力実施上の細部の詰めと日本側イ側の必要な対応措置に関し，関係政府機関との協議によるものであり，海洋漁業研究所のみとの協議を行うものではないこと，現に農業省官房計画局，農業研究開発庁，水産総局，BAPPENAS，地方政府等とも話し合っていること，特に，協力実施に必要な予算措置，特権，免除，便宜供与，プロジェクトサイトの土地の確保等研究所の権限に属さない事項がR／Dには多く含まれており，今後の協力実施上も「関係当局」と広くしておいた方が都合が良いこと等の理由をあげ，①プロジェクト名をATA192に合わせて修正する点，②調査団の協議期間を署名日に合わせて8月15日から8月30日とする点のほか③修文上の変更点以外は全て日本側原案を採用するよう主張した。更に，署名者については，イ国における従来の他のR／Dの例をあげつつプロジェクトの位置づけ及び他機関との協力予算措置等今後のプロジェクト運営上の観点から研究所長より総局長クラス（AARD長官）を希望する旨の反論を行った。

(3) 上記，我が方の主張に対し，種々議論の経緯はあったが，最終的に署名者を除きイ側は主張を撤回し，ほゞ我が方原案で合意がなされた。しかしながら，署名者については，イ側はあくまでも前述したとおりAARD長官から本件に関し全権を委任された海洋漁業研究所長を主張して譲らず，変更意志のないことが明らかであったため最終的に結着しないまま調査団としては，本国への報告を兼ねて請訓し，次回協議において解答することとして留保した。請訓の結果は，冒頭部分で前述した点が大使館により農業省官房計画局を通じSEGNEKから確認されたので，AARD長官との最終協議においてイ側署名者を海洋漁業研究所長とすることに合意した。

b) THE ATTACHED DOCUMENTの本文について

(1) Iのタイトルについて，イ側は国内クリアのため冒頭タイトルは正確に協力内容を表現したものにしたい旨の主張があり，タイトルであるから具体的に記さずとも日本側原案で充分明確である旨の我が方主張との若干の議論はあったが，意味はまったく変らないためイ側提案に同意し，タイトルとしては多少長いが正確に内容を表現することとした。

(2) I－1については，プロジェクト名をATA192に合わせて修正したほか，協力の実施が寄与する目的事項の順位をイ側国内政策（第3次5カ年計画）のプライオリティ

に沿わせて日本原案の逆順に並べたい旨の提案があり，我が方には何ら問題がないので同意した。

(3) Ⅱ－2について，イ側は"under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme"は書かなくともイ国においては実効は充分期されるとして削除を主張したが，我が方は，専門家に対する特権，免除，便宜供与を明確に規定する必要性があるとしてこれをしりぞけ原案どおりとした。

(4) Ⅲ－2について，イ側はプロジェクトの実施を"successful"とする旨の修飾語を挿入することを提案し，更に，供与機材の使用に関し"in consultation with the Japanese experts referred to in Annex Ⅱ"は専門家全員との協議を必要とすると読めて現実的でないとしてこの部分全体の削除を主張してきた。

これに対し，我が方は"successful"の挿入は望むところであるため同意したが，"in consultation with ～Annex Ⅱ"の削除については，機材の使用はプロジェクト遂行上極めて重要な事項であり，日本人専門家も共に責任を有する旨説明し，"Japanese experts"のみはイ側指摘どおり専門家全員と相談することとなり不合理であるので，これを"Team Leader"に改めることで合意，全文削除はしないこととした。

(5) Ⅴ－1の(4)について，イ側は，日本人専門家の公務国内出張旅費支給に関して困難であるとして全文削除を主張したが，我が方は本条項は冒頭にあるようにイ国内制度に基づきイ国公務員と同等の扱いで支給されるものであり，出張命令権者の指令に基づく場合のみの支給である旨説明するとともに，他のプロジェクトの前例もあげ，本条項の削除は認められない点を主張し，更に，必要であれば，本文は残し，Side Noteを作成してこの点を明確にすればどうかとの提案を行った。

これに対し，イ側は実態的に処理することを了承し，我が方提案のSide Noteによる具体的規定も不要であるとしたので原案のまゝ合意された。

(6) Ⅴ－1の(5)について，イ側は，専門家とその家族に対する良質の住宅提供は困難であるとして本条項の削除を主張した。我が方は当初から予想されたイ側提案でもあり，イ国在住専門家の実態でもあるため，本条項はこのまゝ残し，専門家がイ側提供住宅に住まず民間住宅に居住することを望んだ場合はＪＩＣＡが当該経費を負担する旨のSide Note を作成することを逆提案した。

しかしながら，イ側は，原案をそのまゝ残すことはイ国内クリア上不可能であるとして"Suitably furnished existing Research Institute's accomodation facilities for the ～"との代案を提案し，現地には海洋研究所のかかるexisting 施設はなく，本条項が仮空のものとなるとの我が方の反論との間で議論が行われた。

結果として，イ側は更にexisting のみを残し"Suitably furnished existing ac-

comodation for ～"としてはどうかとの再提案を行い，existing が入らない場合，BAPPENAS は，新しく住宅建設予算を農業省から要求されるおそれがあるとして，R／Dそのものを了承せずR／Dをイ政府に勧告した場合国内がクリアできないため我々もサインできない。existing が入れば新しい住宅建設予算は不要としてBAPPENAS をクリアできるとの説明がなされた。

これに対し，我が方はイ側主張の強さ，実態として専門家の住宅は日本側負担となっていること，existing の挿入されたR／Dの前例があること，existing のみの挿入であれば現地Serang には専門家の居住に適した民間住宅が多数存在し，借り上げも可能であること，また，existing の意味をイ側が主張するようにジャカルタのアンチョール浅海養殖研究所所属の住宅と解すれば，現実に専門家の居住に適した住宅が存在するため空文とはならないこと等を考慮して"existing"の挿入に合意した。ただし，Side Note は作成しないこととした。

(7) Ⅵについては，当初よりイ側の実態に合わせて修正する予定としていたところ，イ側は，日本原案のV－1（責任分担），V－2（他機関との協力）を1本化して新たにV－1とし，V－3（Joint-Committee）についてもV－2としてイ側修正提案を行ったので，我が方検討の結果，責任の所在については実態に合わせてイ側に合意するとともに，日本原案の海洋漁業研究所（Marine Fisheries Research Institute）との協調関係の明確化は，イ国内研究所の管轄問題（海面における pen culture，cage culture，海産稚魚の採補等は前者，pond culture は後者）との関係でイ側（海洋漁業研究所）が避けて通りたい気持がうかがわれたこと，水産総局との協調も必要であること等の理由で，日本原案を具体的研究所の名称から更に広げた形にして合意した。また，Joint-Committee についても問題がないので合意した。

(8) Ⅶについて，イ側は，冒頭に"In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Indonesia"の挿入を要求した。我が方は，反論は試みたが前例もあり，イ側はこれを循にとっているため実態上変わらないとしていったんは合意した。しかしながら請訓により本国と協議した結果，やはり法体系，内容に我が国専門家にとっては苛酷なものがあるかもしれないこと，海上の業務も入っており法整備が不充分であることもあり得ること等を説明し削除を申し入れた結果，イ側は，イ国も法治国家である以上，かかる問題発生時には国内法に基づき対処するので，形式上は削除し日本原案どおりとするが，イ側としては実質上"In accordance with ～ Indonesia"が入っているものとして解するとの条件つきで削除に合意した。

(9) Ⅸについては，イ側修正意見に問題がないので合意した。

c) THE ATTACHED DOCUMENT の ANNEX について

(1) ANNEXについて，ＡＡＲＤサディキン長官との最終交渉時に長官よりBanten Bayをプロジェクト実施の最適地として選定した理由をマスタープランにもり込んでほしい旨の要望があり，これは，ジャワ島でジャカルタに近い場所に何故プロジェクトを集中するのかとの意見が出た時の国内対策のためであるとの説明があった。我が方は，この問題はＲ／Ｄ以前の要請段階の問題であり，ＡＴＡ１９２のイ側要請により動物たん白質の供給，雇用の増大等のため人口の集中するジャワ島に限定されたものであり，本来養殖適地は他にあるにもかかわらずジャカルタのアンチョール浅海養殖研究所に近く，魚類，貝類を同一場所で養殖可能な協力し易い場所としてやむを得ずBanten Bay を選定したもので最適地ではあり得ないと反論しつつもイ側国内政上の必要性には理解を示し，長官の要望を受け入れた。このためマスタープランにBanten Bay の選定理由として，イ国で将来養殖可能な魚類，貝類が存在すること，小規模漁業の中心地であること，ジャカルタという大消費地に近いこと，Ancol 浅海養殖研究所に近くプロジェクト運営に便利であることを追加した。これと関連して内容は原案と変わらないが若干の修文を行った。

(2) ANNEXⅡについては，日本側原案の"Project Leader"とイ側"Project Manager"との相互関連が不明確であるため"Project Leader"を"Team Leader"に変更した。また，"Coordinator"はイ国ではLeader と同格の扱いとして解されるため前例もあり"Coordinator／Liaison Officer"と変更し，リーダーとの位置付けを明確化した。短期専門家の追加派遣に関してNote に「海洋漁業研究所長との協議の上」との字句を挿入するよう提案があり，当初から予想されたことでもあり前例もあるので合意した。

(3) ANNEXⅣについては，カウンターパートの人数を協議の上，６（Ｓix）と明定した。またNote についても，カウンターパート及びアシスタントはそれぞれ少くとも３名は現地常駐とする点を明確にするため数字（three）の挿入を行った。

(4) ANNEXⅥについては，基本的にはイ側にまかせつつも，Chairman はＡＡＲＤ長官が望ましい旨の提案を行ったが，結局は海洋漁業研究所長をChairman とした。

Ｖ－２ 実施協議上の問題点

２－Ａ 専門家の国内出張旅費支給及び専門家及び家族の住宅提供についてのイ側負担条項は，イ国とのＲ／Ｄ協議において常に問題となる点であり，基本的にイ側が負担しないということが不合理ではあるが，現に多くの技術協力が実施されており，今後とも減少することはないであろう点を考えると，実態として空文化している条項によって，しかも互いに相手の手の内を知りながら毎回紛糾し結局は協力を要請した側ではなく，協力をしたい側が折れて出

る形で妥協するというのでは，まったく時間と労力の無駄であると考えられる。

相手側が当然負担すべき経費を負担しないというのであれば，協力しないこととすれば話は簡単であるが，日本側に協力をする必要性がある以上は相手の主張を受け入れるより方法がなく，現に実態としてそれが通例化している以上，形にとらわれず最初から日本側負担を打ち出せばよいと考えられる。他国への波及をおそれるとか，ＣＰの基本にもどるとは言っても事実上形骸化している条項を形式上こだわることはナンセンスであろう。

また，Side Noteによる処理についても日本側に要求すれば何でも裏処理できるのではないかとの不信感を与え，ひいてはＲ／Ｄそのものの形骸化を促進する原因となるであろう。現にイ側にとってSide Noteは軽視されていると感じられた。今後の解決が望まれるところである。

２－Ｂ　国内旅費及び住宅の件を除き，日本側が最も心配していたプロジェクト実施上不可欠なカウンターパート及びアシスタントの現地常駐，事務所，実験養殖場，現場宿泊施設，清水井戸等の建設等に関してはプロジェクト実施上当然のこととは言えほとんど議論らしいものもなく簡単に受け入れられたため実効が伴うのかどうかかえって心配されるところである。

２－Ｃ　Banten Bay における事務所，養魚池等の設置場所の選定は，第１候補地（Karaugantu，私有地）第２候補地（Linduk）をあげ，長所，短所を説明した上で最終決定はイ側にまかせたが，日本側の望む第１候補地は，イ側にとって１０年，２０年の長期を考えれば漁港の拡張問題，公害問題，海水取水問題，民有地借上げに伴う不安定性が心配され，恒久的施設を建設するとなると問題であろう。この点，交通の便さえ改善されれば第２候補地がかかる施設設置場所としては最適であろうが，タイ国での失敗を考え合わせるとき，満潮時小型船のみでしか交通できない点は現状として致命的である。

２－Ｄ　協力期間実質３年間で協力を開始しても，建物，施設の建設に時間がかかる上，本年度はイ側予算が機材受取り程度しかなく，日本側としても現地調査が手薄で養殖池の場所の決定にも若干時間を有する状況では，モデルインフラ費の利用も更に検討を重ねて行う必要がある等，実質３年間の協力期間が確保されるかどうかあやぶまれ，また，３年余の協力期間内では協力が軌道に乗った頃に終期を迎えることとなるおそれがある。長い眼でみた協力が結局は成功への近道であろう

付　　属

供与予定の機材表

List of the Article

(I) Machinery, equipment and materials for research and experiment

1) Those for laboratory work

Microscopes, Research	2
Microscopes, Steroscopic	2
Universal project (Banno-toyeiki)	2
Water purifier, Cartilage wall type	2
Storage cabinet	2
Workshop tables	2
Sink cabinets	2
Drugs, various kinds (chemical reagents, insecticide, etc.)	
Glass tools, various kinds (measuring cylinders and pipet, reagent bottle, volmetric flasks, plankton slide glasses, microcover slide glass, etc.)	
Polyethylene tools (cylinders, washing bottle, etc.)	
ph meter (battery operated type)	
Dissolve oxygen meter (battery operated type)	
Balances, various kinds (Mettler, torsion, etc.)	
Hand refracto-salinometer	4

2) Those for field work

Weather instrument unit, portable	2
Sunshine recorder, Jordan	2
Combination wind vane and anemometer	2
Plankton net	3
Visibility disk	2
D.O meter	1
Current meter	1
Dredger, Ekman Berge	2
Water bottle, Nansen	2
Specific gravimeter	10
Thermometer, various kinds (electric, maximum and minimum, etc.)	
Soil sieve sets	1 set
Spat collectors, material (rope and buoy, etc.)	3 sets
Net and screen, various types of mesh	

(II) Machinery, equipment and materials for construction of pond culture

Wood working tools

(III) Machinery, equipment and materials for management of culture and breeding

Collapsible aquaculture tunks (round type 5,003,000 L.)		
Pump and compressor		1 set
Generators		3 sets
Meat chopper (motor operated)		1 set
Net cages, materials	9 m	3 sets
	25 m	3 sets

(IV) Audio visual aids and others

Copy machine	1 set
English type writers, portable	2

(V) Vehicles and small boats

Research boat (10 t)	1
Glass fiber boat without board engine	2
Cut-board engines	2
Microbus	1
Light van car	1
A passenger car	1
Motorbicycle (120 cc)	2

(VI) Other necessary minor equipment and materials

Refrigerator	1

MARICULTURE RESEARCH AND
DEVELOPMENT PROJECT (ATA–192)

List of the Article

(Additional)

1.	Root blower, cap. 200 m^3 water	1 unit
2.	Air pump, rotary engine, cap. 35 – 75 liters/min.	4 pcs.
3.	Scuba diving, app.	4 sets
4.	Under water camera, NIKONOS	2 pcs.
5.	Camera, 35 mm SLR	2 pcs.
6.	Lucida lens (for drawing)	2 pcs.
7.	Photomicrography unit/group	2 sets
8.	Scientific calculator/mini computer	1 unit
9.	Slide projector	2 pcs.
10.	Over head projector	2 pcs.
11.	Histological apparatus	2 pcs.

Jakarta, Sept. 13, 1978

Marine Fisheries Research Institute

JICA